

## 第2回 個人情報保護制度部会議事録

1 日 時 平成27年4月22日(水) 10:35~12:00

2 場 所 福岡市役所15階 1503会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員(五十音順, 敬称略)

五十川 直行

今泉 博国

田邊 宜克

村上 裕章

#### (2) 事務局

行政部長 山口 尚子

情報公開室長 豊嶋 英司

個人情報保護係長 若松 慎一

個人情報保護係 曾我 まどか

ICT戦略室長 西村 孝志

システム刷新課長 小林 保彦

開会

議事

質疑応答

(部会長) ただいまから第2回個人情報保護制度部会を開催する。本日の議題は、次第のとおりである。改正検討項目について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 説明に入る前に、本日は番号制度を全庁的に統括するICT戦略室からICT戦略室長の西村とシステム刷新課の小林が同席させていただく。改正検討項目の説明。

(部会長) それでは具体的な検討に入る前に、審議の進め方であるが、項目順に進めるということでよろしいか。

(委員) 了承。

(部会長) では、順番どおりに進めることを前提とし、議論の中で結論を出すのが難しい場面があれば、いったんペンディングすることも視野に検討を進めていきたい。タイム

リミットとしては、10月までに条例を制定するということが、審議会の答申としてはいつぐらいを目途に進めていく必要があるのか。

(事務局) 条例を10月に施行するとなれば、9月議会に上程する必要がある。また、当該条例改正は市民の権利利益に関係するものであり、パブリックコメントの実施が必要となるが、パブリックコメントを実施することについての議会報告を6月議会で行う必要がある。細かな条文はともかく、改正の方向性の内容を示す必要があるため、5月いっぱい概ねの方向性を固めていただければありがたい。そのうえで、答申の内容については、6月、7月あたりで精査・確定という流れで間に合うと考えており、中間報告のような形でまとめを5月末か6月頭ぐらいにお願いしたいところである。

(部会長) 5月中にまとめるとなればタイトではあるが、今後の審議日程としてはどのように考えているのか。

(事務局) 基本的に不服申立て部会の終了後、引き続き制度部会を開催するという流れではあるが、そうすると今日の審議と残るは5月27日(水)の1回ということで、審議するには十分な時間とはいえないと考えており、できれば、5月中に臨時で制度部会の開催をお願いできればと考えている。日程調整は後ほどご相談させていただきたい。

(部会長) では、本日を含め、あと2ないし3回で方向性を固める必要があるということ念頭に置いて進める必要があるということであるので、タイトな日程ではあるが、委員の皆様にもご協力いただきたい。日程調整は後ほど行う。

それでは、早速審議に移りたい。審議項目の第1「条例改正の考え方」について、改めて事務局から補足説明をお願いする。

(事務局) 「番号条例」の制定については一部の自治体で検討されているところであるが、現時点で制定されたところはなく、その内容としては番号制度導入に伴う特例措置を整理したうえで、自治体におけるマイナンバーの独自利用の規定まで含めたものとなる。独自条例のメリットも当然あるところではあるが、福岡市においては、政令市の多くが現行条例の一部改正で対応していること、本市における検討の時間が少ないことなどを踏まえ、現行条例の一部改正で対応したいと考えているところである。

(部会長) 独自条例についてはマイナンバーの独自利用まで含めた条例であるということなので、福岡市における独自利用がどのようになるのか、ということも関係してくることになるが、いかがか。

(委員) 現行条例改正の考え方について、番号法第31条をもとに整理しており、確かに同条も大事な規定ではあるが、より基本的な総則の第5条の「地方公共団体の責務」を意識する必要がある。そのうえで、条例改正の考え方を整理するべきではないか。独自条例を検討している都市では第5条の規定を重く捉え、マイナンバーの独自利用も含めて

個別条例が必要であるという姿勢を示している、とも考えられるがいかがか。

(部会長) 独自利用のあり方をこの部会場で決めるというのは難しかろうが、一部改正なのか、独自条例なのかという点では、福岡市におけるマイナンバーの独自利用の方向性も関わってくるともいえる。実際の検討はどのようになっているのか。

(事務局) 番号制度は重要な社会基盤であると認識しており、本市においても積極的な活用が必要であり、マイナンバーの独自利用についても積極的に取り組んでいきたいと考えているところであるが、一方で、全庁的なシステムの刷新を計画中であり、独自利用についてはシステムの刷新が終わった後で積極的に進めていくというのを本市の基本的な方針としており、その点で他都市とは事情が異なる。本市においては、まずはスモールスタートという感じで、将来的にはしっかり使っていこうというスタンスである。

(委員) まずはスモールスタートであるという点は理解した。ただ、条例改正の考え方の整理においては、番号法第5条を念頭に、将来的な番号の積極的な活用も視野に入れているということを、パブリックコメント等の機会を通じて市民への説明に工夫をしてもraitたい。

(部会長) では、**審議項目1**については現行条例の改正とし、その説明に当たっては、番号法第5条の規定を念頭に置いたうえで、将来的な利用も含めて市民への説明にも配慮するというところでよろしいか。

(委員) 了承。

(部会長) それでは、**審議項目の第2「用語の定義」**について、改めて事務局から補足説明をお願いします。

(事務局) ポイントとしては、「個人情報」の概念に「照合の容易性」を加えるか否か、また、「個人情報」に「死者の情報」を含めるか否かということである。

「照合の容易性」については、現行の個人情報については照合の容易性を要件としておらず、その情報に番号情報が付加された特定個人情報について、敢えて照合の容易性という要件を加える必要性は薄いと考えている。個人番号が付加された情報について照合が容易か否かで一般的な個人情報と取り扱いを異にする方が実務上も煩雑である。また一部文献では、個人番号が付加された時点で既に照合は容易なものとなると解され、わざわざ照合の容易性を要件とする必要ないという議論もあるところである。

次に「死者の情報」については、現行条例制定時に、適正な取扱いを確保する必要があるという観点から保護の対象としているところであり、特定個人情報に死者の情報を含めることは、番号法から見ると福岡市独自の横出し規制的な位置づけとはなるが、法との抵触・整合性の問題は生じないと考えている。同様の判断がなされている自治体もある。

(部会長) まず「照合の容易性」について、国は行政機関個人情報保護法と番号法で「個人情報」の定義が異なるということなのか。

(事務局) 国の行政機関における個人情報の定義については、番号法第2条において行政機関個人情報保護法と同義である旨が規定されているので定義は同じである。一方、自治体については番号法第2条の規定では「行政機関及び独立行政法人等以外の者」に当たり、同条で個人情報保護法と同義である旨が規定されており、個人情報保護法では「照合の容易性」が要件に付加されているので整理が必要となる。なお、死者の情報については、行政機関個人情報保護法も番号法も直接保護の対象とはしていない。

(部会長) 番号法における個人情報の定義について、国の行政機関については行政機関個人情報保護法の定義と同義とし、自治体については個人情報保護法の定義と同義としていることの考え方の整理は明確にされていないのか。国の強い意思として定義の使い分けを立法目的としているならば、番号法違反ともなりかねないが。

(事務局) 国による解説等では明確に示されたものは見つからなかったが、条例レベルでは個人情報の定義も各自治体で異なっており、国としては大枠として整理したのではないかと推察される。「照合の容易性」とは異なるが、市販の解説書の中で、「死者の情報」について、死者の特定個人情報を条例の保護の対象とすることについては、番号法の上乗せあるいは横出し規制となるが、番号法はかかる規制を否定しているとは考えられないとの解説はある。

(部会長) 「照合の容易性」についても同様に考えていいのか。

(事務局) 同じく解説書には、国の定義と一致させるために「照合の容易性」を加えた条例改正を行うのも選択肢の一つである、としたうえで、その場合は、理論上、個人情報の範囲を縮小させることとなり、そのことの政策的合理性が問われることとなる、としている。事務局としても、特定個人情報の厳格な取扱いを求める番号法の性質上、個人情報の範囲を縮小させない観点から「照合の容易性」を加えない、また「死者の情報」を条例の保護の対象とすることについて問題は生じないと考えている。

(部会長) 確かに、個人情報保護法が「照合の容易性」という要件を付している、すなわち個人情報の範囲を縮小しているのは、民間における個人情報の取扱いを意識してのことであり、一方、国の行政機関については「照合の容易性」を付していないということは、それだけ厳格に取り扱うという趣旨なので、上乗せ、横出しにより自治体の判断によって国に合わせて「照合の容易性」を付さないというのは、国の趣旨に反することではないと考えることもできるが、事務局としてもそのように判断しているということか。

(事務局) そのように考えている。

(委員) 個人情報保護法と行政機関個人情報保護法は同日に成立し、法律番号も 57, 58 と連続していることから、個人情報の定義の使い分けも意識して整理されているはずである。両法の立法時の整理を事務局で確認しておいてほしい。今日の議論はそこを踏まえた方が議論しやすいのではないか。

(部会長) 個人情報保護法については民間規制となるので背景として相当反発もあり、そこを意識してのことだと思うが、その点は、事務局で確認、整理しておいてほしい。また、「照合の容易性」、「死者の情報」についての上乗せ、横出しが番号法に抵触しないかどうかについて、事務局で再度整理をお願いしたい。

時間も迫っているので、今日の議論はここまでとしたい。次回は引き続き**審議項目の第 2 「用語の定義」**から審議を進めたい。事務局から何かあるか。

(事務局) 先ほど少しお話させていただいたが、5月中に制度部会を臨時に開催させていただきたい。ついては、5月14日(木)の評価部会について案件の準備の関係で開催が難しい状況であること、以前の日程調整の時点では各委員の同日の予定が空いていることも踏まえ、5月14日(木)の開催でお願いできないかと考えているがいかがか。

(委員) 了承。

議事終了 閉会